

<h1 style="margin: 0;">名古屋港管理組合公報</h1>	平成22年4月30日 (金曜日) <b>第 453 号</b>
--	---------------------------------------

目 次	
告 示	目 次
○港湾施設の使用再開 .....	1
○利用料金の額の承認 .....	1
公 告	
○情報公開制度の運用状況 .....	11
○個人情報保護制度の運用状況 .....	11

## 告 示

**名古屋港管理組合告示第14号**

平成20年名古屋港管理組合告示第14号で使用停止した次の港湾施設は、平成22年5月1日から使用を再開する。  
 平成22年4月30日

名古屋港管理組合管理者  
 名古屋市長 河村 たかし

○ 施設の種類 荷さばき地  
 区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面積	区 画
金城ふ頭東部F荷さばき地 (金城東F)	1	57号岸壁隣接	1,099	図による

(図は省略)

**名古屋港管理組合告示第15号**

名古屋港湾会館条例(昭和46年名古屋港管理組合条例第6号)第5条第2項の規定に基づき、平成22年4月1日以後の利用から適用される名古屋港湾会館の利用料金の額を次のように承認した。

なお、名古屋港湾会館の利用料金額の承認(平成18年4月14日告示第24号)は、平成22年3月31日限り廃止した。  
 平成22年4月30日

名古屋港管理組合管理者  
 名古屋市長 河村 たかし

○ 名古屋港湾会館の利用料金の額

1 会議室及びホール

施設の区分	使用区分	使用単位	利用料金(単位円)	
			平日	土曜日、日曜日 及び休日
第一会議室 第二会議室		午 前	3,300	
		午 後	4,000	
		夜 間	5,300	
		全 日	10,000	
第三会議室		午 前	800	
		午 後	900	
		夜 間	1,300	
		全 日	2,300	
第四会議室		午 前	1,800	
		午 後	2,500	
		夜 間	3,000	
		全 日	6,300	

会議室	第五会議室 第六会議室		午 前 午 後 夜 間 全 日		3,000 3,800 4,600 9,800
	第七会議室		午 前 午 後 夜 間 全 日		3,800 5,000 6,000 12,500
	第八会議室		午 前 午 後 夜 間 全 日		1,000 1,300 1,400 3,000
	第九会議室		午 前 午 後 夜 間 全 日		2,000 2,500 3,300 6,800
	第十会議室		午 前 午 後 夜 間 全 日		4,500 5,600 7,000 14,600
	大会議室		午 前 午 後 夜 間 全 日		8,200 10,100 12,500 23,400
ホ ー ル	入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合		午 前 午 後 夜 間 全 日	21,300 39,400 48,800 93,100	27,500 48,800 58,800 115,000
			午後9時30分以後 1時間	15,000	18,100
	入場料等を徴収する場合		午 前 午 後 夜 間 全 日	31,900 59,400 73,100 140,000	41,300 73,800 88,100 172,500
			午後9時30分以後 1時間	22,500	27,500

## 備考

- 1 午前とは、午前9時から午後零時30分まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで及び全日とは、午前9時から午後9時30分までをいう。以下同じ。
- 2 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 特別の設備又は器具により電力、ガス又は水道を使用して施設を使用した場合は、指定管理者が認定した実費相当料を当該施設の利用料金に加算する。
- 4 大会議室は、三分して使用することができる。この場合の利用料金の額は、使用割合に応じた額とする。
- 5 ホールを午後9時30分以後使用する場合において、使用時間が1時間に満たないとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

## 2 附帯設備

附帯設備の区分		使用単位		利用料金 (単位円)	備考	
舞台関係附属設備	所作台	27枚以上	1回一式	4,000		
		26枚以下	1回一式	2,000		
	その他の附属設備	平 台	1回1枚		100	
		金びょうぶ	1回1双		1,000	
		銀びょうぶ	1回1双		1,000	
		毛 せ ん	1回1枚		300	
		大 太 鼓	1回一式		1,000	
		上 敷	1回1枚		300	
		松 羽 目	1回1枚		1,500	
竹 羽 目	1回1枚		1,500			
照明設備	照明セット	A セット	第1及び第2 ボーダーライト一式	1回一式	6,000	ゼラチンペーパーは、含まない。
			フットライト一式			
			シーリングスポットライト一式			
			フロントスポットライト下2列一式			
			スポットライト(1キロワット)6個			
			スポットライト(500ワット)6個			
	B セット	第1及び第2 ボーダーライト一式	1回一式	6,600	ゼラチンペーパーは、含まない。	
		フットライト一式				
		フロントスポットライト3列一式				
		シーリングスポットライト一式				
		スポットライト(1キロワット)12個				
		スポットライト(500ワット)6個				
	照明器具	クセノンピンスポットライト	1回1台	2,000	ゼラチンペーパーは、含まない。	

	スポットライト	1キロワット	1回1台	400	ゼラチンペーパーは、含まない。
		500ワット	1回1台	200	ゼラチンペーパーは、含まない。
音響関係附属設備	マイクロホン		1回1個	500	
	ワイヤレスマイクロホン		1回1チャンネル	1,500	電池は、含まない。
	CDプレイヤー		1回1台	800	
	MDデッキ		1回1台	800	ディスクは、含まない。
	カセットデッキ		1回1台	800	テープは、含まない。
映写機	16ミリ映写機		1回1組	2,500	
	オーバーヘッドプロジェクター		1回1組	1,500	
ピアノ（フルコンサート）			1回1台	4,000	調律料は、含まない。
浴室			1回	700	

## 備考

- 1 1回とは、午前、午後及び夜間（ホールの使用に伴う午後9時30分以後の使用時間を含む。以下同じ。）のそれぞれの区分による使用をいう。
- 2 利用料金の額は、午前、午後及び夜間のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表に定める額、午前午後及び午後夜間のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表に定める額に2を乗じて得た額、全日の区分による使用にあつてはこの表に定める額に3を乗じて得た額とする。
- 3 入場料等を徴収する場合の額は、この表に定める額にその額の5割を加算した額とする。

## 名古屋港管理組合告示第16号

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）第7条の2第2項の規定に基づき、平成22年4月1日以後の利用から適用される新舞子マリナーパーク、南浜緑地及び北浜緑地の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。

なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金額の承認（平成18年4月14日告示第25号）は、平成22年3月31日限り廃止した。

平成22年4月30日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

## 新舞子マリナーパーク、南浜緑地及び北浜緑地の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分	利用の区分	単位	利用料金	備考
駐車場		1台1回につき	500円	
		回数券（7枚つづり）	3,000円	名古屋港海づり公園駐車場

## 名古屋港管理組合告示第17号

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）第7条の2第2項の規定に基づき、平成22年4月1日以後の利用から適用される金城ふ頭中央緑地、堀川東緑地、大手ふ頭緑地、稲永緑地、中川口緑地、新宝緑地及び船見緑地（以下「金城ふ頭中央緑地始め7緑地」という。）の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。

なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金額の承認（平成18年4月14日告示第25号）は、平成22年3月31日限り廃止した。

平成22年4月30日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

金城ふ頭中央緑地始め7緑地の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分	利用の区分	単位	利用料金	備考
運動広場	昼間	1面につき	3,400円	
	半日	1面につき	2,000円	
	早朝又は薄暮	1面につき	1,200円	

備考

- 1 昼間とは、午前9時から午後4時30分までをいう。
- 2 半日とは、午前9時から午後零時30分まで又は午後1時から午後4時30分までのいずれかをいう。
- 3 早朝又は薄暮とは、管理者が運動施設について定める供用時間の前後において管理上支障がないとしてその供用を認める時間をいう。
- 4 運動広場は、1面を2区画に分けて利用することができる。この場合の1区画の利用料金は、1面に係る利用料金の半額とする。

名古屋港管理組合告示第18号

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）第7条の2第2項の規定に基づき、平成22年4月1日以後の利用から適用される富浜緑地（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）を除く。）、金岡緑地、木場東緑地、木場南広場、楠広場、楠緑地、楠南広場及び東浜中央緑地（以下「富浜緑地始め8緑地」という。）の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。

なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金額の承認（平成18年4月14日告示第25号）は、平成22年3月31日限り廃止した。

平成22年4月30日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

富浜緑地始め8緑地の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分	利用の区分	単位	利用料金	備考
野球場	昼間	1面につき	1,700円	
	半日	1面につき	1,000円	
	早朝又は薄暮	1面につき	600円	
テニスコート	昼間	1面につき	1,800円	
	半日	1面につき	1,000円	
運動広場	昼間	1面につき	3,400円	
	半日	1面につき	2,000円	
	早朝又は薄暮	1面につき	1,200円	
貸自転車		1台1回につき	200円	利用単位1回は、概ね2時間以内とする。

備考

- 1 昼間とは、午前9時から午後4時30分までをいう。
- 2 半日とは、午前9時から午後零時30分まで又は午後1時から午後4時30分までのいずれかをいう。
- 3 早朝又は薄暮とは、管理者が運動施設について定める供用時間の前後において管理上支障がないとしてその供用を認める時間をいう。
- 4 運動広場は、1面を2区画に分けて利用することができる。この場合の1区画の利用料金は、1面に係る利用料金の半額とする。

## 名古屋港管理組合告示第19号

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）第7条の2第2項の規定に基づき、平成22年4月1日以後の利用から適用される名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。

なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金額の承認（平成18年4月14日告示第25号及び平成18年10月13日告示第47号）は、平成22年3月31日限り廃止した。

平成22年4月30日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

## 名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分		利用の区分	単位		利用料金	備考	
ゴルフ場	ゴルフコース	平日	1人1回につき18ホールまで	一般	8,400円	基本料金	
					2,100円	上記利用に対する追加9ホール	
					4,200円	9ホール利用（財団法人名古屋港緑地保全協会理事長（以下「理事長」という。）が特に認める場合に限る。）	
					5,700円	18ホール利用（理事長が指定する日時に限る。）	
				ジュニア（18歳未満をいう。）		3,600円	9ホール利用（理事長が指定する日時に限る。）
					4,200円	児童又は生徒の課外活動（学校長が認めたものに限る。）による18ホール利用 利用日時は夏休み、冬休み、春休みの平日で、理事長が指定する時間（土曜日、日曜日及び休日は対象外とする。） カートの利用は不可とする。引率者のプレー料金は、児童・生徒10名につき1名以内はジュニア料金を適用する（ただし、学校長の証明書が必要）。	
					2,100円	児童又は生徒の課外活動等（学校長が認めたものに限る。）による9ホール利用 利用日時は夏休み、冬休み、春休みの平日で、理事長が指定する時間（土曜日、日曜日及び休日は対象外とする。） カートの利用は不可とする。引率者のプレー料金は、児童・生徒10名につき1名以内はジュニア料金を適用する（ただし、学校長の証明書が必要）。	

			1人1回につき18ホール	シニア（満60歳以上をいう。）	7,400円	18ホール未満の利用は不可とする。
	土曜日、日曜日及び休日		1人1回につき18ホールまで	一般	13,400円	基本料金
3,350円					上記利用に対する追加9ホール	
6,700円					9ホール利用（理事長が特に認めた場合に限る。）	
ジュニア（18歳未満をいう。）				8,200円	18ホール利用（理事長が指定する日時に限る。）	
				4,850円	9ホール利用（理事長の指定する日時に限る。）	
カート（乗用式）		1人1台につき18ホールまで	1,500円		18ホール利用	
			750円	上記利用に対する追加9ホール		
			750円	9ホール利用		

備考 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

**名古屋港管理組合告示第20号**

名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号）第5条第2項及び第7条第2項の規定に基づき、平成22年4月1日以後の利用から適用される名古屋港ポートビルの利用料金の額を次のように承認した。  
 なお、名古屋港ポートビルの利用料金額の承認（平成18年4月14日告示第23号）は、平成22年3月31日限り廃止した。  
 平成22年4月30日

名古屋港管理組合管理者  
 名古屋市長 河村 たかし

名古屋港ポートビルの利用料金の額

- 1 海洋博物館、展望室又は南極観測船ふじ  
 (1) 個人で入場しようとする者の入場料の額

利用の区分	施設の区分	単位	入場料	
海洋博物館、展望室又は南極観測船ふじのうち1施設へ入場する場合	海洋博物館	1施設 1人1回	大人	300円
	展望室		小・中学生	200円
	南極観測船ふじ			
海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじの全施設へ入場する場合	海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじ	全施設 1人1回	大人	700円
			小・中学生	400円

備考 大人とは、小・中学生以外の者をいい、小・中学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）による小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。

## (2) 団体で入場しようとする者の入場料の額

利用の区分	単位	入場料			
		20人以上100人未満の団体	100人以上の団体		
海洋博物館、展望室又は南極観測船ふじのうち1施設へ入場する場合	1施設 1人1回	大人	260円 (240円)	大人	250円 (220円)
		小・中学生	160円	小・中学生	150円
海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじの全施設へ入場する場合	全施設 1人1回	大人	580円 (490円)	大人	550円 (430円)
		小・中学生	280円	小・中学生	250円

備考 括弧内の入場料の額は、学校教育法による高等学校及びこれに準ずる学校の生徒について適用するものとする。

## 2 会議室及び講堂

施設の区分		利用単位	利用料金
会議室	A会議室	午 前	5,800円
		午 後	7,100円
		夜 間	9,200円
		全 日	19,000円
	B会議室 C会議室	午 前	6,300円
		午 後	7,700円
		夜 間	10,000円
		全 日	20,700円
	D会議室	午 前	2,500円
		午 後	3,100円
		夜 間	4,000円
		全 日	8,400円
	E会議室	午 前	5,400円
		午 後	6,600円
		夜 間	8,600円
		全 日	17,800円
	F会議室	午 前	2,400円
		午 後	3,000円
		夜 間	3,800円
		全 日	7,900円
講 堂	午 前	10,000円	
	午 後	12,400円	
	夜 間	15,300円	
	全 日	28,800円	



## 備考

- 1 午前とは、午前9時から午後零時30分まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで及び全日とは、午前9時から午後9時30分までをいう。以下同じ。
- 2 特別の設備又は器具により電力、ガス又は水道を使用して施設を利用した場合は、指定管理者が認定した実費相当料を当該施設の利用料金に加算する。

## 3 附帯設備

区分		利用単位	利用料金
マイクロホン		1回1個	500円
映写機	16ミリ映写機	1回一式	3,300円
	オーバーヘッドプロジェクター	1回一式	1,500円
	実物反射投影機	1回一式	1,500円
	幻灯機	1回一式	1,500円
金びょうぶ		1回1双	1,000円

備考 1回とは、午前、午後及び夜間のそれぞれの区分による利用をいう。

## 4 駐車場

## (1) 30分につき1回1台を利用単位とする駐車場

車両の種類	利用料金
普通自動車	1 通常の場合 30分までごとに100円。ただし、24時間までごとに1,000円を上限とする。 2 回数駐車券による利用の場合 イ 30分回数駐車券 (11枚つづり) 1,000円 ロ 1時間回数駐車券 (11枚つづり) 2,000円

## (2) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

車両の種類	利用料金
バス	900円
普通自動車	600円
自動二輪車及び原動機付自転車	150円

## (3) 1月1台を利用単位とする駐車場

## ア 全日使用の駐車場

駐車場の種類		利用料金
多階建駐車場	屋内	16,000円
	屋外	12,000円
その他の駐車場		10,000円

## イ 利用日指定の駐車場

駐車場の種類		利用料金
多階建駐車場 (一種)	屋内	8,100円
多階建駐車場 (二種)	屋外	9,000円
その他の駐車場 (一種)		6,700円

## 備考

- 1 一種とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び8月13日から8月15日までを除く日に限り利用できるものをいう。
- 2 二種とは、日曜日及び法に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び8月13日から8月15日までを除く

日に限り利用できるものをいう。

**名古屋港管理組合告示第21号**

名古屋港水族館条例（平成4年名古屋港管理組合条例第6号）第3条第2項の規定に基づき、平成22年4月1日以後の利用から適用される名古屋港水族館の利用料金の額を次のように承認した。

なお、名古屋港水族館の利用料金額の承認（平成18年4月14日告示第22号及び平成20年5月15日告示第18号）は、平成22年3月31日限り廃止した。

平成22年4月30日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港水族館の利用料金の額

1 個人で入館しようとする者の入館料の額

利用の区分	単位		入館料	
名古屋港水族館にのみ入館する場合	1人1回につき		大人	2,000円
			小・中学生	1,000円
			幼児	500円
名古屋港水族館にのみ入館する場合	年間入館料	同一人1年間につき	大人	5,000円
			小・中学生	2,500円
			幼児	1,200円
名古屋港水族館に名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号。以下「ポートビル条例」という。）第2条第1号から第3号に規定する施設の全部と併せて入館する場合	1人1回につき		大人	1,700円
			小・中学生	800円

備考

- 大人とは、小・中学生及び幼児以外の者をいう。以下同じ。
- 小・中学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）による小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。以下同じ。
- 幼児とは、満4歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。
- 年間入館料にあつては、名古屋港水族館条例（平成4年名古屋港管理組合条例第6号）第3条第1項（同条第2項に規定する団体で入館しようとする者の入館料に限る。）及び第8項の規定は適用しない。
- 年間入館料のうち、家族購入とは、小・中学生及び幼児と2親等内の親族の関係にある者が小・中学生及び幼児と同時に購入する場合をいう。

2 団体で入館しようとする者の入館料の額

利用の区分	団体の区分	入館料（1人1回につき）		
		大人	小・中学生	幼児
名古屋港水族館にのみ入館する場合	20人以上100人未満の団体	1,800円 (1,600円)	800円	400円
	100人以上の団体	1,600円 (1,400円)	700円	350円
名古屋港水族館にポートビル条例第2条第1号から第3号に規定する施設の全部と併せて入館する場合	20人以上100人未満の団体	1,530円 (1,360円)	640円	/
	100人以上の団体	1,360円 (1,190円)	560円	

備考 括弧内の額は、学校教育法による高等学校及びこれに準ずる学校の生徒について適用するものとする。

# 公 告

## 名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合情報公開条例（平成12年名古屋港管理組合条例第7号。以下「条例」という。）第25条第2項の規定に基づき、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における行政文書の開示の実施状況を次のように公表する。

平成22年4月30日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

### 1 行政文書の開示の実施状況

実施機関	義務開示				任意開示			
	請求 件数	決定内容			申出 件数	決定内容		
		開示	一部開示	不開示		開示	一部開示	不開示
管理者	8※ <sup>件</sup>	4 <sup>件</sup>	2 <sup>件</sup>	0 <sup>件</sup>	0 <sup>件</sup>	0 <sup>件</sup>	0 <sup>件</sup>	0 <sup>件</sup>
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	8	4	2	0	0	0	0	0

※うち2件は、現在処理中

備考

1 義務開示とは、条例に基づき実施機関が義務として行うものをいう。

2 任意開示とは、条例附則第3項に規定するものをいう。

### 2 不服申立ての状況

なし

## 名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合個人情報保護条例（平成18年名古屋港管理組合条例第4号。以下「条例」という。）第47条第2項の規定に基づき、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における個人情報保護制度の運用状況を次のように公表する。

平成22年4月30日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

### 1 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関	登録件数
管理者	146 <sup>件</sup>
監査委員	10
合計	156

### 2 自己情報の開示請求の状況

実施機関	請求書による請求				口頭による請求			
	請求 件数	決定内容			請求 件数	決定内容		
		開示	一部開示	不開示		開示	一部開示	不開示
管理者	0 <sup>件</sup>	0 <sup>件</sup>	0 <sup>件</sup>	0 <sup>件</sup>	2 <sup>件</sup>	2 <sup>件</sup>	0 <sup>件</sup>	0 <sup>件</sup>
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	2	2	0	0

備考 口頭による請求とは、条例第14条第1項ただし書の規定に基づく開示請求をいう。

### 3 自己情報の訂正請求の状況

なし

- 4 自己情報の利用停止請求の状況  
なし
- 5 不服申立ての状況  
なし